青森県弁護士会　十和田法律相談センターからのお知らせ

相談内容…①相続　②離婚　③借金　④不動産
⑤交通事故　⑥その他
なんでもご相談ください。弁護士が相談をお受けします。　**（相談料３０分　５，０００円）**
場　　所…十和田商工会議所内（官庁通り　商工会館２階）
日　　時…毎週火曜日午後１時３０分～午後４時まで
（ただし、祝祭日にあたった火曜日と、１２月２８日～１月３日までは休み）
申し込み方法…「青森県弁護士会」へお申し込みください。（夜間・休日を除く）
住　　所…〒030−0861 青森市長島１丁目３番１７号
阿保歯科ビル３階
青森県弁護士会　法律扶助協会青森県支部
ＴＥＬ ０１７−７７７−７２８５
ＦＡＸ ０１７−７２２−３１８１
※手紙、ファクシミリでの申し込みは「氏名　住所　電話番号」を忘れずに書いてください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

※法的トラブルで困った時は
『TEL0570−078374　法テラスへ』
（おなやみなし）
平日９：００～２１：００　土曜日９：００～１７：００
相談窓口の紹介、資力の乏しい方へ無料法律相談や裁判費用の立替等を行なう制度もあります。（資力等の審査あり）

法律の困りごとは一人で悩まず、いつでも相談できる窓口があることを国民の皆様に実感していただくため「法テラス」では、全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会を目指しています。正式名称は**「日本司法支援センター」**です。

歩行型除雪機による事故を防ごう！

毎年、冬のシーズンになると除雪機による事故が多発しています。除雪機を使う際には、次の点に注意して操作しましょう。

⑴作業を行う前に、必ず取扱説明書をよく読んで、正しい使い方を理解しましょう。
⑵雪詰まりを取り除くときは、必ずエンジンを停止し、回転部（オーガ、ブロワ）が完全に停止してから雪かき棒を使って行いましょう。
⑶回転部に近づくときは、必ずエンジンを停止し、回転部が完全に停止してから作業を行いましょう。
⑷発進時は、転倒したり、挟まれたりしないよう、足もとや後方の障害物には十分注意しましょう。
⑸除雪作業中は、雪を飛ばす方向に人や、車・建物がないことを確認しましょう。また、除雪機の回りには絶対に人を近づけないようにしましょう。

▽**問い合わせ**…社団法人日本農業機械工業会
除雪機安全協議会
ＴＥＬ ０３−３４３３−０４１５
ホームページ　http://www.jfmma.or.jp

確定申告　八戸税務署からのお知らせ

確定申告書作成会場は「八戸商工会館」です

確定申告書作成会場は「所得税（譲渡所得を含む）「消費税及び地方消費税」「贈与税」の申告が必要な方を対象とした会場です。

開設期間	２月１日（木）～３月１５日（木）土・日、祝日を除く
開設時間	午前９時～正午まで　午後１時～午後４時まで
会　　場	八戸商工会館　３階ホール

※駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。
※「作成会場」開設期間中は税務署内に相談会場を設置しておりませんので、ご注意ください。
●申告については**４３−０１４３**（個人課税部門）
●納税については**４３−０１４２**（管理徴収部門）
〒031−8611　八戸税務署　八戸市江陽２−９−４５

一方的に機関誌・雑誌が送られ購読料を請求されていませんか

最近、全国的に暴力団、エセ右翼、エセ同和等反社会的勢力から業界紙、図書等注文もしないのに送られ、代金の請求をされるケースが多くなっています。
特定商取引に関する法律第５９条では「商品が届いた日から１４日または消費者がその商品の引き取りを業者に請求した日から７日を経過するまでに業者が引取りに来ない場合は、業者はその商品の返還を請求できない。」と定められていますので、処分できることになります。しかし、相手が相手ですから後日の紛争防止のために次のような対応方法がベターです。

１　電話勧誘の段階できっぱりと断る
購入するのも断るのも自由です。買いたくなければきっぱりと「いりません」等と断ることです。理由を言う必要はありません。

２　受取拒否で返送する
①開封していない場合、宛名の欄に「受取拒否」と付箋で朱書して配達人へ返戻する。
②家人不在時に配達された場合には、「受取拒否」と付箋で朱書して郵便局かポスト投函か配達宅配業者へ返戻する。
③開封した場合には、購読拒否の意思表示を明確にした上で書留郵便物で返送する。
内容証明郵便物で通知する方法もあります。

○返送する場合の文例
「私どもは情報誌○○○○を注文した事実もなく、購読する意思もありませんので、送付された情報誌を返送します。今後も購読する意思がないので送付しないでください。」

問い合わせ先　青森市新町２−２−７　青銀新町ビル４Ｆ
（財）暴力追放青森県民会議
ＴＥＬ ０１７−７２３−６２５０

国　民　年　金　電話による納付のご案内をしています

国民年金保険料の納め忘れがあると、将来受ける老齢基礎年金を受けられなくなったり減額されたり、万が一の障害・遺族基礎年金を受けられないことがあります。
社会保険事務所では国民年金保険料の納め忘れを防ぎ、皆様の大切な受給権を確保するために、納付期限を過ぎても保険料をまだ納めていない方を対象に電話による納付のご案内をしています（土・日・休日も実施）。
なお、電話による納付のご案内では、個人情報を聞き出すということはありません。社会保険事務所職員を装って個人情報を聞きだそうとする不審な電話が発生していますが、「あやしい？」と思ったらすぐに回答せず、お近くの社会保険事務所までお問い合わせください。